定期積金規程（スーパー積金）

令和８年９月１５日改定
長岡信用金庫

第１条（掛金の払い込み）
定期積金(以下「この積金」といいます。)は、表面記載の払込日に掛金を払い込みください。払い込みのときは必ずこの証書をお差し出しください。

第２条（証券類の受け入れ）
（１）小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、令和９年１月１日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、令和９年３月２７日以降は当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
（２）受け入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書の当該払込み記載を取り消したうえ、当店で返却します。

第３条（給付契約金の支払時期）
この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

第４条（払込みの遅延）
この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または表面記載の年利回り(年３６５日の日割計算)による遅延利息をいただきます。

第５条（反社会的勢力との取引拒絶）
この積金は、第９条第４項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第９条第４項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

第６条（給付補填金等の計算）
（１）この積金の給付補填金は、表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
（２）約定どおり払い込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
①この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日)までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
②この積金を第９条第１項の規程により満期日前に解約するときおよび第９条第４項の規程により解約をするときには、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
③この計算の単位は１００円とします。

第７条（満期日以後の利息）
この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

第８条（先払割引金の計算等）
（１）この積金の掛金が払込日前に払い込まれたときは、先払割引金を表面記載の利回に準じて満期日に計算します。この場合先払日数６０日以上のものに限ります。
（２）先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

第９条（解約）
（１）この積金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
（２）この積金を解約するときは、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して(この証書とともに)当店に提出してください。
（３）前項の解約手続きに加え、当該積金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約手続を行いません。
（４）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、積金契約者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①積金契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団
B. 暴力団員
C. 暴力団準構成員
D. 暴力団関係企業
E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
F. その他前各号に準ずる者

③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
E. その他前各号に準ずる行為

第 10 条（届出事項の変更、証書の再発行等）

（1）この証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。

（2）前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（3）この証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

（4）この証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

第 11 条（成年後見人等の届出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（3）すでに補助・保佐・後見が開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、直ちに書面によって届け出てください。

（4）前３項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも、直ちに書面によって届け出てください。

（5）前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 12 条（印鑑照合）

この証書、（払戻請求書）、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 13 条（盗難証書を用いた解約による払い戻し等）

（1）盗取された証書を用いて行われた不正な解約による払い戻し（以下「当該払い戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当金庫に対して当該払い戻しの額およびこれにかかる給付補てん金等に相当する金額の補てんを請求することができます。

①証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。

②当金庫の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること。

③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

（２）前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび積金契約者に過失（重大な過失を除きます。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

（３）前２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた預金等の不正な払い戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（４）第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①当該払い戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

A. 当該払い戻しが預金者の重大な過失により行われたこと。

B. 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。

C. 積金契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

②証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

（５）当金庫が当該預金等について積金契約者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払い戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（６）当金庫が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。

（７）当金庫が第２項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な払い戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第 14 条（譲渡、質入れの禁止）

（１）この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第 15 条（保険事故発生時における積金契約者からの相殺）

（１）この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。証書は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
④第２号による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息相当等については、次のとおりとします。
①この積金の利息の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 16 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１カ月を経過した場合（１か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
④この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（２）第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各項に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
②総合口座取引規程にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

第 17 条（休眠預金等代替金に関する取り扱い）

（１）この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

（３）預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いに係るものを除きます。）が生じたこと
②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限ります。）
③この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押え

または国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと
（４）当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
②この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
③前項にもとづく取り扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第 18 条（規程の変更等）

（１）この規程の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
（２）前記(１)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以　上